

「経営革新等支援機関」 の認定を受ける！



枝野大臣と山本会長

～ 中小企業経営革新等支援法に基づく東北第1号認定！～



東北第1号認定

県内の経済団体として唯一、国から「経営革新等支援機関」として認定され、11月5日(月)経済産業省において認定式が行われ、このたび認定された中央会を代表して本会山本会長が、枝野経済産業大臣より認定証を授与された。

「中小企業経営革新等支援法」は、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、本年8月30日に施行。

中小企業に対して、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関を専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定する制度として創設され、2,102機関が認定を受けた。



経営革新等支援機関認定式